

こども誰でも通園制度の実施に 関する手引の改訂案について

- ・令和8年度からの給付化（乳児等のための支援給付の創設）に伴い、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく確認に関する記載を追加。

- （前略）認可を受けた事業者は、給付を行う主体である市町村から、給付の対象主体として適切であるか確認を受ける必要があります。
- 認可を受けた事業者は、事業所の所在地を管轄する市町村に対して確認の申請を行い、申請を受けた市町村は、利用定員の設定に関して地方版子ども・子育て会議等の意見を聴取した上で、確認を行います。

- ・総合支援システムについて、令和7年度からの運用を踏まえた記載を追加。

- こども誰でも通園制度の利用に当たっては、令和7年度から運用が開始された、「こども誰でも通園制度総合支援システム」（以下「システム」という。）（※）を活用することが原則となります。
- ※ 具体的には、①利用者が予約できる（予約管理）、②事業者がこどもの情報を把握したり、市町村が利用状況を確認したりできる（データ管理）、③事業者が市町村へ請求書を発行することができる（請求書発行）、3つの機能を併せ持つシステム
- ①利用申請（利用者）
 - ・ 利用者は、市町村の窓口やマイナポータル、[こども誰でも通園制度総合支援システムポータルサイト \(https://www.daretsu.cfa.go.jp/\)](https://www.daretsu.cfa.go.jp/) や各市町村が提供するオンラインサービスにおいて、こども誰でも通園制度の利用を申請します。

- ・児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）により創設された虐待の通報義務に関する記載を追加。

- （前略）児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）により、こども誰でも通園制度の実施事業所の職員による虐待等に関する通報義務が創設されています。

- ・優先利用枠の設定や満3歳到達児の受け皿の確保に関する記載を追加。

- （前略）市町村として、自市町村の住民が適切に支援を受けられるようにするため、事業者に対して「優先予約枠」の設定を求めるとも考えられます。
- （前略）満3歳以上のこどもを対象としていない中、満3歳到達児の受け皿（幼稚園等の満3歳児受入れ）確保も併せて検討する必要があります。市町村は、幼稚園等に対して満3歳児クラスの活用を働きかけることや、満3歳児クラスが無い地域においては、その設置を働きかけること等により、こども誰でも通園制度からの円滑な連携・接続に努めることが考えられます。

- ・その他、文言の適正化等の所要の改訂を実施。